

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年12月23日

【発行者名】 ブラックロック・グローバル・ファンズ
(BLACKROCK GLOBAL FUNDS)

【代表者の役職氏名】 取締役 ジェフリー D .ラドクリフ
(Geoffrey D. Radcliffe)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 2453、
ユージン・リュペール通り2 - 4番
(2-4, rue Eugène Ruppert, L-2453 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野春芽
同 十枝美紀子

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野春芽
同 十枝美紀子

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6775) 1000

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【提出理由】

ブラックロック・グローバル・ファンズ（BLACKROCK GLOBAL FUNDS）（以下「ファンド」といいます。）のサブ・ファンドであるUSガバメント・モーゲージ・インパクト・ファンド（US Government Mortgage Impact Fund）（以下「サブ・ファンド」ということがあります。）の投資方針等に関して、以下のとおり重要な変更がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項および同条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) サブ・ファンドの投資方針等が、以下のとおり変更されます。

(注) 変更箇所には下線を付しております。

第一部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(1) 投資方針

<変更前>

(前略)

該当ファンドの投資対象は、以下のとおりである。

(中略)

() USガバメント・モーゲージ・インパクト・ファンド

(中略)

「インパクト」投資とは、財務リターンと平行して、有益かつ測定可能な社会的および/または環境的影響を生み出すことを目指す投資をいう。サブ・ファンドの投資判断は、投資顧問会社が魅力的なインカム収益を生む可能性があり、さらに社会および/または環境に有益な影響を与えると考える上記の固定利付証券を見極め、選択するための機関およびプログラム固有の調査に基づく。当該チームは、既存の住宅プログラムおよびイニシアチブを評価し、社会および/または環境への影響のレベルを判断し、プログラムまたはイニシアチブが住宅所有機会の増加、借主に対する救済、手頃な住宅供給の増加、および/または手頃な住宅クレジットの提供に対する障壁の低減をどのように支援しているかを明らかにする。投資顧問会社は、かかる分析を行うため、外部のESG提供者、独自のモデルおよび各地の情報機関から提供されたデータを使用し、現場視察を行うことができる。

(中略)

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの投資目的および効率的なポートフォリオ運用のため、デリバティブを用いることがある。

なお、サブ・ファンドは、以下の投資ルールが適用される。

(中略)

投資スチュワードシップ

(中略)

持続可能な投資および投資スチュワードシップに対するブラックロック・グループのアプローチの詳細については、ウェブサイト (www.blackrock.com/corporate/sustainability および <https://www.blackrock.com/corporate/about-us/investment-stewardship#our-responsibility>) を参照されたい。

ブラックロック・グループは、現在、金融業セクターのサステナビリティ関連の開示に関する欧州議会および理事会のS F D R規則(E U) 2019 / 2088に規定された期限までに、持続可能性についてのサブ・ファンドへの不利な影響に関する透明性の要件を遵守する方針である。

R Q F I I 投資

(中略)

欧州議会および理事会の規則(E U) 2016 / 1011 (以下「ベンチマーク規則」という。)

(中略)

() U S ガバメント・モーゲージ・インパクト・ファンド

用いられるリスク管理方法：F T S E モーゲージ・インデックスを適切なベンチマークとして用いる、相対V a R

該当サブ・ファンドのレバレッジの予想水準：純資産価額の240%

ベンチマークの使用：サブ・ファンドは積極的に運用されており、投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資対象を選択する裁量を有している。その際、投資顧問会社は、サブ・ファンドのポートフォリオの構築時にリスク管理目的でブルームバーグ・バークレイズ米国M B S インデックス(以下「本指数」という。)を参照し、サブ・ファンドの投資目的および投資方針に照らしてサブ・ファンドが負うアクティブ・リスク(すなわち本指数からの乖離の程度)が引き続き適切であることを確保する。投資顧問会社は、投資対象を選択する際に本指数の構成銘柄または加重に拘束されない。また、投資顧問会社は、特定の投資機会を活用するために、独自の裁量を用いて本指数に含まれない有価証券に投資することができる。しかし、投資目的および投資方針に関する発行会社、保証人および信用格付の要件によって、ポートフォリオの保有銘柄が本指数から乖離する範囲が限定されることがある。本指数は、サブ・ファンドのパフォーマンスを比較するために投資者において使用すべきである。かかる投資戦略は、本指数と比較して、サブ・ファンドのユニバースを少なくとも20%縮小する。

< 変更後 >

(前略)

該当ファンドの投資対象は、以下のとおりである。

(中略)

() U S ガバメント・モーゲージ・インパクト・ファンド

(中略)

「インパクト」投資とは、財務リターンと平行して、有益かつ測定可能な社会的および/または環境的影響を生み出すことを目指す投資をいう。サブ・ファンドの投資判断は、投資顧問会社が魅力的なインカム収益を生む可能性があり、さらに社会および/または環境に有益な影響を与えると考える上記の固定利付証券を見極め、選択するための機関およびプログラム固有の調査に基づく。当該チームは、既存の住宅プログラムおよびイニシアチブを評価し、社会および/または環境への影響のレベルを判断し、プログラムまたはイニシアチブが住宅所有機会の増加、借主に対する救済、手頃な住宅供給の増加、および/または手頃な住宅クレジットの提供に対する障壁の低減をどのように支援しているかを明らかにする。投資顧問会社は、かかる分析を行うため、外部のE S G (発行体の有価証券に対する投資の持続可能性および倫理的影響の測定に用いられる3つの中心的要因である「環境・社会およびガバナンス」基準をいう。例えば、「環境」は気候リスクおよび天然資源の不足等のテーマを含むことがあり、「社会」は労働問題およびデータ・セキュリティ等の製造物責任リスクを含むことがあり、「ガバナンス」は企業倫理および役員報酬等の項目を含むことがある。これらは例に過ぎず、必ずしも特定のE S Gファンド(投資戦略の一環としてE S G基準を用いるサブ・ファンドをいう。)の方針を決定するものではない。投資者は、E S Gファンド

の投資方針(当該投資方針に記載されるウェブサイトを含む。)を参照し、詳細な情報を入手されたい。)提供者(ESGの調査、報告、審査、格付および/または分析を行う者をいい、第三者インデックス・プロバイダー、ESGのコンサルタント会社またはブラックロック・グループの構成会社を含むが、これらに限定されない。)、独自のモデルおよび各地の情報機関から提供されたデータを使用し、現場視察を行うことができる。

(中略)

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの投資目的および効率的なポートフォリオ運用のため、デリバティブを用いることがある。

サブ・ファンドのABS、MBSおよび非投資適格債務へのエクスポージャーは重大なものとなることがある。投資者には、後記「3 投資リスク (1) 投資リスク 特別リスク考察」の関連するリスク開示を読むことが推奨される。

なお、サブ・ファンドは、以下の投資ルールが適用される。

(中略)

投資スチュワードシップ

(中略)

持続可能な投資および投資スチュワードシップに対するブラックロック・グループのアプローチの詳細については、ウェブサイト(www.blackrock.com/corporate/sustainabilityおよび<https://www.blackrock.com/corporate/about-us/investment-stewardship#our-responsibility>)を参照されたい。

SFDR規則

ブラックロック・グループは、関連するデータが利用可能な場合には、また対象となる投資の種類に応じて、SFDR規則に概説されているグッド・ガバナンスの基準に従って、対象となる企業への投資を評価している。これらの基準は、健全な経営体制、従業員との関係、従業員の報酬および税務コンプライアンスに関連するものである。ブラックロック・グループは、サブ・ファンドに適用される特定のESG戦略に応じて、対象となる発行体の持続可能性関連の特性の評価において、グッド・ガバナンスに関連するその他の要因を検討することがある。

ブラックロック・グループは、関連する情報が入手可能な場合には、第三者のマネジャーを含む、委任されたマネジャーのグッド・ガバナンス評価の枠組みを評価する。

ブラックロック・グループは、現在、金融業セクターのサステナビリティ関連の開示に関する欧州議会および理事会のSFDR規則(EU)2019/2088に規定された期限までに、持続可能性についてのサブ・ファンドへの主要な不利な影響に関する透明性の要件を遵守する方針である。

資産の大部分は持続可能な投資に投入される。ブラックロック・グループが持続可能な投資と見做す持分を特定するに際して、ブラックロック・グループは、国連の持続可能な開発目標とともに適用法令を考慮する。

サブ・ファンド内のすべての持分は、持続可能な投資へのエクスポージャーに加え、ブラックロック・グループが判断したとおり、環境的要因または社会的要因に対して重大な悪影響を及ぼさないとみなされる。ブラックロック・グループは、持続可能性に対する主要な悪影響指標のうち代表的なものを検討する内部方法論(随時修正される。)に従って、これを評価している。

ブラックロックEMEAベースライン・スクリーン・ポリシー

ベースライン・スクリーン・ポリシーがサブ・ファンドに適用される場合、投資顧問会社は、以下を含むがこれらに限定されない特定のセクター(特定の収益基準が設定される場合もある。)にエクスポージャーまたは関連を有すると投資顧問会社が判断する法人発行体に対する直接投資(該当する場合)を制限および/または除外することを追求する。

() 論争となっている特定の種類の兵器の製造

() 一般市民への小売を目的とした銃器または小火器弾薬の販売または製造

() 特定の種類の化石燃料の抽出および/またはそれらを原料とした発電

() たばこ製品の生産またはたばこ関連製品に関する特定の活動

() 国連グローバル・コンパクトの原則を遵守していないとみなされた発行体

投資顧問会社は、E S G基準の分析を行うために、投資顧問会社および/もしくはその関連会社が社内で作成したデータ、または1社もしくは複数の第三者E S G調査会社が提供したデータを使用することがある。

投資時点で適合していた既存の持分がその後不適格となった場合、合理的な期間内に売却される。

E S Gファンドは、上記のE S G基準を充足しない発行体に対して限定的なエクスポージャー(世界中の政府および機関が発行したデリバティブ、現金および現金同等物、集団投資スキーム(C I S)の投資証券または受益証券、ならびに固定利付証券を含むが、これらに限定されない。)を取得することがある。

投資顧問会社が随時適用する制限および/または除外(特定の限界基準を含む。)の完全なリストについては、<https://www.blackrock.com/corporate/literature/publication/blackrock-baseline-screens-in-europe-middleeast-and-africa.pdf>を参照のこと。

投資顧問会社は、データが改善され、このテーマに関する研究がより多く利用可能になるにつれて、ブラックロックE M E Aベースライン・スクリーン・ポリシーが徐々に進化していくと考えている。完全なリストは、投資顧問会社の裁量により随時修正され、(それにより本項の記載が変更される場合を除いて)投資主に通知されることなく実施されることがある。

R Q F I I 投資

(中略)

欧州議会および理事会の規則(E U) 2016 / 1011 (以下「ベンチマーク規則」という。)

(中略)

() U S ガバメント・モーゲージ・インパクト・ファンド

用いられるリスク管理方法：ブルームバーグ・バークレイズM B S インデックスを適切なベンチマークとして用いる、相対V a R

該当サブ・ファンドのレバレッジの予想水準：純資産価額の240%

ベンチマークの使用：サブ・ファンドは積極的に運用されており、投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資対象を選択する裁量を有している。その際、投資顧問会社は、サブ・ファンドのポートフォリオの構築時にリスク管理目的でブルームバーグ・バークレイズM B S インデックス(以下「本指数」という。)を参照し、サブ・ファンドの投資目的および投資方針に照らしてサブ・ファンドが負うアクティブ・リスク(すなわち本指数からの乖離の程度)が引き続き適切であることを確保する。投資顧問会社は、投資対象を選択する際に本指数の構成銘柄または加重に拘束されない。また、投資顧問会社は、特定の投資機会を活用するために、独自の裁量を用いて本指数に含まれない有価証券に投資することができる。しかし、投資目的および投資方針に関する発行会社、保証人および信用格付の要件によって、ポートフォリオの保有銘柄が本指数から乖離する範囲が限定されることがある。本指数は、サブ・ファンドのパフォーマンスを比較するために投資者において使用すべきである。かかる投資戦略は、本指数と比較して、サブ・ファンドのユニバースを少なくとも20%縮小する。

サブ・ファンドによるE S Gコミットメントの詳細は、前記「S F D R 規則」の項を参照のこと。

(2) 当該変更の年月日

2021年9月16日